

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月五日

広島県人事委員会

委員長 舟木孝和

広島県人事委員会規則第五号

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当に関する規則（昭和三十三年広島県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
2 (略)	(駐車料金の額) 第八条の六 (略)	(駐車料金の額) 第八条の六 (略)
3 2 (略)	3 2 給与条例第十二条第四項に規定する一箇月 当たりの駐車料金の額の二分の一に相当する 額に一円未満の端数があるときは、その端数 を切り捨てた額をもつて同項に規定する一箇月 当たりの駐車料金の二分の一に相当する額 とする。	3 2 給与条例第十二条第四項に規定する一箇月 当たりの駐車料金の額の二分の一に相当する 額に一円未満の端数があるときは、その端数 を切り捨てた額をもつて同項に規定する一箇月 当たりの駐車料金の二分の一に相当する額 とする。

この人事委員会規則は、令和八年四月一日から施行する。

附
則